

図書館研修室使用料減免基準

(使用料の減免)

第21条 条例第19条の規定により、減額し、又は免除する使用料の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 本市が主催する事業で使用する場合 全額
- (2) 本市から事業の委託を受けたものが使用する場合(当該事業のために使用する場合に限る。) 全額
- (3) 本市が事務局を担う実行委員会又は外郭団体が事業で使用する場合 全額
- (4) 市内の保育所、認定こども園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、大学、大学校又は専門学校が行う保育又は教育課程(部活動等を除く。)で使用する場合 全額
- (5) 市内の放課後児童健全育成事業を行うものが当該事業で使用する場合 全額
- (6) 本市が共催する事業で使用する場合 5割の額
- (7) 市内の社会教育団体等が使用する場合 5割の額
- (8) 市内の公共的団体等が生涯学習又は地域振興を目的として使用する場合 5割の額
- (9) 行政機関又は公共的団体が地域住民の福祉を向上させる目的で使用する場合 5割の額

「酒田市立図書館設置管理条例施行規則」より

酒田駅前駐車場使用料免除基準

(駐車場使用料の免除)

第9条 条例第22条の規定により駐車場使用料(月極駐車を除く。)を免除することができる場合は、次の各号に掲げる場合とする。

- (1) 本市が主催する事業で、当該事業の実施に関わる者が使用する場合
- (2) 本市から委託を受けた者が行う事業で、当該事業の実施に関わるものが使用する場合(当該事業のために使用する場合に限る。)
- (3) 本市が事務局を担う実行委員会又は外郭団体が行う事業で、当該事業の実施に関わる者が使用する場合
- (4) 市内の保育所、認定こども園、小中学校、高等学校、特別支援学校、大学、大学校又は専門学校が行う保育又は教育課程(部活動等を除く。)で、その実施に関わる者が使用する場合
- (5) 市内の放課後児童健全育成事業を行うものが当該事業で使用する場合

「酒田市酒田駅前交流拠点施設ミライニ設置管理条例施行規則」より